

道路法等の改正に係る技術基準の策定について

- ✓ 附属物分野会議報告（自動運行補助施設に係る技術基準）

資料1-1

- ✓ バスタプロジェクト推進検討会報告（特定車両停留施設に係る技術基準）

資料1-2

- ✓ 道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会報告

（旅客特定車両停留施設のバリアフリー基準、歩行者利便増進道路の構造基準）

資料1-3

道路法改正等を踏まえた技術基準等の策定

○「道路法」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の改正を踏まえ、必要な技術基準等を策定

道路法等の一部を改正する法律 (R2.5)

- **地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築**
歩行者利便増進道路を創設し、高齢者、障害者等を含めた全ての歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間を整備
- **自動運転を補助する施設の道路区間への整備**
自動運転車の運行を補助する施設を道路附属物に位置づけ
- **民間と連携した新たな交通結節点づくりの推進**
特定車両停留施設（バス、タクシー、トラック等の事業者専用の停留施設）を道路附属物として位置付け



歩行者利便増進道路(イメージ)



自動運行補助施設(イメージ)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (R2.5)

- **バリアフリー基準適合義務の対象拡大**
旅客特定車両停留施設（バス、タクシーを対象にした特定車両停留施設）をバリアフリー基準適合義務の対象に追加



旅客特定車両停留施設(イメージ)

道路構造基準

- **歩行者利便増進道路の道路構造基準の策定**
- **自動運行補助施設の性能の基準等の策定**
【附属物分野別会議で議論】
- **特定車両停留施設の構造及び設備の技術基準の策定**【バスタプロジェクト推進検討会で議論】

移動等円滑化基準(バリアフリー基準)等

- **旅客特定車両停留施設のバリアフリー基準の策定**
【道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会で議論】